



秋田県公報

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定(一〇〇八・福祉政策課)……………1

平成十七年歯科技工士試験の実施(一〇〇九・医務薬事課)……………2

ふ化業者の登録(一〇一〇・北部家畜保健衛生所)……………3

道路区域の変更(一〇一一、一〇一二・道路環境課)……………3

道路の供用開始(一〇一三・道路環境課)……………4

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------------------|----------------------|--------------------|---------------------------|-------------|
| 医療法人鹿嶋医院 | 医療法人鹿嶋医院 理事長 | 男鹿市北浦北浦字山王林四番地の二 | 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 | 平成十二年四月一日 |
| 短期入所生活介護ひまわり | 東日本産業株式会社 代表取締役 | 大曲市花館字中大戸三十三番地一 | 短期入所生活介護 | 平成十六年十二月一日 |
| 元気でねット指定居宅介護支援事業所 | 有限会社元気でねット 取締役 | 仙北郡中仙町清水字南谷地七十一番地二 | 居宅介護支援事業 | 平成十六年十一月三十日 |
| 元気でねット指定訪問介護事業所 | 有限会社元気でねット 取締役 | 仙北郡中仙町清水字南谷地七十一番地二 | 訪問介護 | 平成十六年十一月三十日 |
| 株式会社しらかみ長寿の里 ショートステイそよ風 | 株式会社しらかみ長寿の里 代表取締役社長 | 能代市落合字古悪土一番地二百十七 | 短期入所生活介護 | 平成十六年十一月十五日 |

告 示

都市計画事業の事業計画の変更の認可(一〇一四・秋田地域振興局建設部)……………4

公 告

土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………4

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………4

土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)……………5

土地改良事業工事の完了の届出(仙北地域振興局農林部)……………5

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件……………5

秋田県告示第八八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

かもめデイサービス

有限会社かもめ 代表
取締役

能代市落合字亀谷地一番地二十九

通所介護

平成十六年十一月十五日

秋田県告示第九号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定により、次のとおり平成十七年歯科技工士試験を実施するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定に基づき、公告する。
平成十六年十二月二十四日

一 試験の日時及び場所

秋田県知事 寺田典城

(一) 日時

(1) 学説試験 平成十七年二月十七日(木) 午前九時から午後四時まで

(2) 実地試験 平成十七年二月十八日(金) 午前九時から午後三時三十分まで

(二) 場所

(1) 学説試験 みずほ苑(秋田市山王四丁目一番十二号)

(2) 実地試験 秋田県歯科医療専門学校(秋田市山王二丁目七番四十四号)

二 試験科目

(一) 学説試験

歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学

矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規

(二) 実地試験

歯科技工実技

三 受験資格

(一) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

(二) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

(三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(四) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(一)から(三)までに掲げる者と同等以上の

知識及び技能を有すると認められたもの

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

受験資格を有することを証する書類

(一) 写真(出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦九・五センチメートル、横六・五センチメートルのもの)

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月五日(水)から同月十四日(金)まで

(二) 場所

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、八十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付

(一) 期間

平成十七年一月五日(水)から同月十四日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

七 受験手数料

(一) 額

三万六千円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十七年三月八日(火)に県庁正面公告板に合格者の受験番号を掲示する。

九 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課(電話番号〇一八 八六〇 一四一一)

秋田県告示第十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき、公示する。
平成十六年十二月二十四日

一 ふ化業者

| | | |
|--------|--------------------------------|------------------------|
| 登録番号 | 名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の名 | ふ化場の名称及び所在地 |
| 平十六第一号 | 有限会社 アグリほくおう 北秋田郡合川町川井字漣岱三〇 | JAあきた北央比内地鶏素 びな供給施設 |

秋田県知事 寺田典城

代表取締役 大野重夫

北秋田郡上小阿仁村大林字
菊桜岱七五

- 二 登録年月日 平成十六年十二月二十四日
- 三 登録の有効期限 平成十九年十二月二十三日

秋田県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

| 県道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|----|--------|--------|-----|-----------------------------|---|---------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| | 四ツ屋神岡線 | 四ツ屋神岡線 | | 大曲市松倉字松倉二七四番三地先から字大川原九二地先まで | | 六・六〇〇～一九・〇〇〇 | 〇・六四八 |
| | 四ツ屋神岡線 | 四ツ屋神岡線 | | 大曲市松倉字松倉二七四番三から字大川原九二地先まで | | 一一・四〇〇～一九・〇〇〇 | 〇・六四八 |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月十三日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第十二号

一 道路の区域

| 県道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|----|-------|-------|-----|--------------------------|---|--------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| | 下開清水線 | 下開清水線 | | 雄勝郡羽後町字清水川五五番地先から四一番地先まで | | 八・〇〇〇～八八・〇〇〇 | 〇・〇六七 |
| | 下開清水線 | 下開清水線 | | 〃 | | 六・〇〇〇～八・〇〇〇 | 〇・〇六七 |

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月十三日まで

秋田県告示第千十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

| | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
| 県 道 | 金沢吉田柳田線 | 平鹿郡平鹿町上吉田間内字明通八六番四地 先から四〇番七地先まで |

二 供用開始の期日 平成十六年十二月二十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年十二月二十四日から平成十七年一月十三日まで

秋田県告示第千十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 秋田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋田都市計画道路事業 三・四・九号土崎駅前線
- 三 事業施行期間 平成十四年六月十八日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 収用の部分 平成十四年六月十八日付け秋田県告示第四百三十八号の事業地のうち秋田市土

- (二) 使用の部分 変更なし

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北秋田郡鷹巣町今泉土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

北秋田郡鷹巣町今泉字今泉百三十七番地二

松岡公憲

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、峰浜土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

山本郡峰浜村水沢字大久保岱七十三番地

田村芳夫

目名瀧字岩子百三十八番地

鈴木一彦

四十九番地一

高田勝男

字目名瀧九十八番地

堤久一

六十一番地

笠原宏陽

水沢字大槻野東又百五十六番地

金平保夫

字水沢七十八番地

阿部栄悦

百七十三番地

武田隆一

十三番地

銭谷勝光

高野々字高野々二十番地

大高重春

就任理事の住所及び氏名

山本郡峰浜村水沢字大久保岱七十三番地

田村芳夫

目名瀧字岩子百三十八番地

鈴木一彦

四十九番地一

高田勝男

字目名瀧九十八番地

堤久一

山本郡峰浜村目名瀧字目名瀧六十一番地

水沢字大槻野東又百五十六番地

字水沢七十八番地

百七十三番地

高野々字高野々二十番地

三 退任監事の住所及び氏名

山本郡峰浜村目名瀧字岩子十九番地

字目名瀧百十七番地

水沢字三ツ森カッチキ台二百三十番地

四 就任監事の住所及び氏名

山本郡峰浜村目名瀧字岩子十九番地

字目名瀧百十七番地

水沢字三ツ森カッチキ台二百三十番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡西木村土地改良区から次のとおり役員(退任)の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

仙北郡西木村門屋字東田五十一番地

武蔵 一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定により、西木村から土地改良事業(後川地区単小規模土地改良事業)に係る工事が平成十六年三月二十三日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

パランシングマシン 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月二十八日(月)

(四) 納入場所

秋田県高度技術研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日(を除き、平成十六年十二月二十四日(金)から平成十七年一月五日(水)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年一月十一日(火)午後三時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要資料等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
 和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 水質汚濁防止装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十七年二月二十一日(月)
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県船川港湾事務所
 - 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
 - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十六年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十六年十二月二十四日(金)から平成十七年一月

- 十一日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十七年一月十七日(月)午前十一時
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百
 六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
 望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
 に記載された必要資料等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十六年十二月十日(第千六百三十一号)掲載の秋田県地方労働委員会告示第三
 号(秋田県地方労働委員会のおっせん員候補者の氏名、履歴等)
 (印刷誤り)
 十ページ表中「昭和四三十一年四月七日」は、「昭和三十一年四月七日」の誤り。

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁 雄

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)